

多民族共生について

越田清和

多民族共生を考える時には、二つの領域が関わってくる。一つは、アイヌ民族と琉球民族に代表される先住民族との共生という領域。もう一つは、「外国籍住民（在日外国人）との共生」という領域。どちらも日本帝国による植民地支配と現在も続く人種差別主義（レイシズム）の問題に関わる。ここでは、アイヌ民族の権利という視点から多民族共生について提言するが、ほとんどの指摘は琉球民族にもあてはまると思う。

1 日本政府は、アイヌ・モシリを一方的に日本の領土に組み入れ、その法律を押し付け、先住アイヌ民族の暮らしを破壊してきた植民地支配について真実究明・謝罪・補償という「脱植民地化」プロセスを開始する。

日本帝国による植民地支配については、アイヌ民族の代表的組織である北海道ウタリ協会（現在は北海道アイヌ協会）が1984年5月に総会で決めた「アイヌ民族に関する法律（案）」の「本法を制定する理由」で、こう述べている。

「北海道、樺太、千島列島をアイヌモシリ（アイヌの住む大地）として、固有の言語と文化を持ち、共通の経済生活を営み、独自の歴史を築いてきた集団がアイヌ民族であり、徳川幕府や松前藩の非道な侵略や圧迫とたたかいながらも民族としての自主性を固辞してきた。

明治維新によって近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民であるアイヌとの間になんの交渉もなくアイヌモシリ全土を持ち主なき土地として一方的に組み入れ、また帝政ロシアとの間に千島・樺太交換条約を締結して樺太および北千島のアイヌの安住の地を強制的に棄てさせたのである」

ここに述べられている歴史認識を前提にして、どのような犠牲者や被害があったのかについて日本政府が自らの責任で真実究明委員会を設置し調査を実施する、その事実に基づいて国内外にむけて謝罪することが、まず必要である。

2 国連・先住民族権利宣言にある条文全てを含んだ「アイヌ民族基本法」を、アイヌ民族との交渉を重ねて制定する。これを国内的な法律にとどめず、現在ロシア領となっている千島・樺太に対する先住権についての交渉権を含んだ「日本・アイヌ基本条約」の締結と位置付ける。

2008年6月6日の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（国会決議）を受けて、日本政府は「アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族である」ことを認識した。「先住民族」と認めることを拒んできたこれまでの見解からすると大きな変化である。しかし、この認識でも依然としてアイヌ民族の文化の独自性が強調され、先住民族としての権利を実現すること

については、はっきり述べられていない。

2007年9月の国連総会で、日本も賛成して採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(国連宣言)は、先住民族が回復すべき権利を網羅的にかかげる、「世界の先住民族の生存、尊厳および福利のための最低限度の基準」(第43条)である。宣言にかかげられた権利は、先住民族の自己決定権、文化的伝統と慣習の権利、国籍の権利、土地や資源・領域に関する権利(回復と補償を受ける権利を含む)、先住民族の土地・領域における軍事活動の禁止、国境を超える権利など、どれもいまの日本国家の枠組みを根本から変えることにつながる。

こうした権利は、アイヌ民族を、「日本国籍」は持つが自決権・自治政府をもつ権利などを持つ国際法の主体と認め、日本政府との外交的な交渉プロセスを経なければ実現しない。そのために、アイヌ民族が一つの集団として国政に参加する権利とアイヌ民族政府のような制度を発展させる権利を認める必要がある。

このプロセスは、1で述べた歴史認識の問題とも関連するが、近代日本国家の成立そのものを見直すことにもつながる。とりわけアイヌ民族の土地・領域を確定していく場合には、アイヌ民族がクリール諸島における本来的な主権者であることを日本政府とロシア政府が認め、「領土返還交渉」にアイヌ民族が参加させるべきである。

3 アイヌ民族の自治実現のための補償と自立化基金の設置をすすめる。

1984年の「アイヌ民族に関する法律(案)」では、アイヌ民族に対する保護的政策を廃止し、アイヌ民族が自主管理する「民族自立化基金」の創設を提案している。アイヌ民族が自主決定権を実現していく場合に、このような独自の財政基盤が必要である。

この財源としては、1869年に始まる植民地化にとまなうアイヌ民族の被害に対して日本政府が支払う賠償金、「北海道旧土人保護法」によるアイヌ民族に対する差別的な土地配分に対する損害賠償、「北海道開発」による土地・資源の破壊に対する損害賠償、アイヌ民族が先住権を実現していくための日本政府による予算措置、アイヌ民族・非アイヌ民族などからの「税金」などをあてる。

4 土地および自然資源に対する権利を回復するために、当面は「北海道内」にある国有林、道有林、国立公園、道立公園、世界遺産地域、自衛隊演習場など居住者のいない公有地をアイヌ民族に返還(あるいは共同利用、使用権の設定)する。

国連宣言第26条では、先住民族が伝統的に所有・占有・利用してきた土地、領域や資源については、先住民族が所有・使用・開発・管理する権利を持っているとし、国に対しては、それを法的に認め保護することを求めている(ここでの土地や領域、資源には水域や沿岸海域も含まれる)。また第25条では、こうした伝統的空間や資源との精神的つながりを重視、それを未来の世代に伝える権利も強調する。つまり、この権利は、文化や言語、価値観などを含むアイヌ民族など先住民族の権利の核とも言うべきものである。

したがって、現在の「北海道」の面積の 50%を超える国有地については、アイヌ民族への返還を進めるための作業を開始すべきである。同時に、アイヌ民族が長く生業としていたサケ漁やクマ・シカなどの狩猟権、植物資源（繊維確保のためのオヒョウの樹皮やガマ、食糧としての山菜など）の採集権、鉱物資源の利用権などが、今すぐに認められるべきである。

5 アイヌ語を公用語とし認め、義務教育段階から学べるようにする。またアイヌ民族の視点に立った歴史教育を進める。

6 国連が採択した国際人権関連条約を完全に批准する。とくに、人種差別の扇動を刑法上の犯罪として処罰する義務を定めた人種差別撤廃条約第 4 条 (a) (b) の留保を撤回する。